

Ⅲ 保存管理計画

1 個別構成要素に係る保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

個別構成資産には、国指定史跡1件、重要文化財3件、重要伝統的建造物群保存地区1件、県指定史跡1件、県指定有形文化財3件、県指定有形民俗文化財8件、市指定史跡2件、市指定有形文化財2件が含まれる。

史跡佐渡金山遺跡は、平成6年に策定された保存管理計画のもと、管理団体である佐渡市（旧相川町）と所有者が適切な保存管理を実施している。佐渡奉行所跡・鐘楼・大久保長安逆修塔については、保存整備事業が完了しており、その他の遺跡についても、保存管理計画の方針に従い、今後も適切な保存管理を推進する予定である。

重要伝統的建造物群の宿根木は、平成2年に策定された佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区保存計画のもと、佐渡市と所有者による適切な保存管理が行われており、今後も継続的な推進を図るものである。

その他の指定文化財については、保存管理計画又は保存活用計画は策定されていないが、文化財保護法、新潟県文化財保護条例又は佐渡市文化財保護条例に基づいて、実質的な保存管理が行われている。今後、所有者あるいは管理団体等により、それぞれの文化財について保存管理計画又は保存活用計画の策定を進める予定である。さらに、史跡佐渡金山遺跡の保存管理計画も、策定から10年以上を経過し、保存整備事業の完了した遺跡が含まれること、または指定範囲の拡大が予定されていることから、内容を一部見直し、第二期保存管理計画の策定を行うものとする。

個別構成資産の大半を占める登録有形文化財および未指定の文化財については、現在調査を進めており、条件の整ったものから順次指定に向けた手続きを進めるものである。保存管理計画についても、指定後速やかに策定を行うべく、準備を進めていく方針である。重要伝統的建造物群または重要文化的景観の選定を目指す区域については、佐渡市が保存計画を策定した上で、選定の申し出を行う予定である。

保存管理計画の策定にあたっては、本質的価値を厳正に保存することを第一義としながら、文化財の性質や周辺環境を考慮して適切な保存管理と整備活用の方向性を検討する。また、策定の段階では、文化庁および有識者の指導・助言を得ながら、進めるものとする。

2 資産全体の包括的な保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

- 1) 今後、資産全体の包括的な保存管理計画は、世界遺産としての顕著で普遍的な価値に基づき、下記の観点で定めるものとする。
 - (ア) 対象は、構成資産及び資産と一体をなす周辺環境とする。
 - (イ) 個々の構成資産がもつ特性と、構成資産相互の関係性に着目し、資産全体の保存管理と整備活用を実施する。
 - (ウ) 継続的な保存管理を行うため、実施体制の整備充実を図る。

なお、構成資産の包括的な保存管理計画を策定する一助となることを目的に、構成資産を含む佐渡島内の歴史、文化資源を抽出、整理するとともに、佐渡市全体の歴史・文化資源の保存活用の方向性について検討する計画である。
- 2) 資産の全容と構成要素を明確にするとともに、構成要素の普遍的価値を把握するため、平成 19 年度に開設した「佐渡伝統文化研究所」が、調査研究を引き続いて実施する。また、他地域との研究交流も積極的に実施する。
- 3) すべての構成資産について、国・県及び市の法令等による保存管理を推進するとともに、関係諸機関との連携体制の強化を図りながら、県と市が連携し、条例による「登録制度」及び「認定制度」の導入など周辺諸要素の保全を視野に入れた一体的な保存管理を行う。
- 4) 構成資産の保存管理を実践するにあたり、資産価値を損ねることのないよう十分な検討を行うものとする。かつ、地域の生活環境と調和のとれた保存管理を行う。
- 5) 学習機会提供の拡大を図る。当該資産の総合的な理解を得るための機能（総合博物館）を確保するとともに、当該資産に近接する箇所での現地案内機能の確保及び充実を図ることで、見学時の利便性と学習効果を高めるようにする。

さらに、学校教育においても、平成 18 年度策定の「佐渡市学校教育基本構想」において、佐渡の自然・歴史・文化を学ぶ教育の推進を重点項目に掲げてあり、次世代への学習機会の充実も目指している。
- 6) 各資産を結ぶシャトルバス等を利用した積極的な公開を実施する。なお、公開に当たっては、資産への影響を抑制するため、複数の見学ルートを設定して、観光客の流れを管理し、また公開に係る観覧料金等の一部は保存管理のための経費に補填するなど、観光行動と保存活動を両立させた整備活用を推進する。
- 7) 地域に密着した活動を目指し、平成 19 年 5 月に新たに結成された全島的な民間団体である「佐渡を世界遺産にする会」や「古道を歩く会」との連携活動を通し、住民が関連施策に積極的に参加できるよう配慮する。
- 8) 県と市は、専門家および関係機関等を交えた体制を維持し、モニタリングによる恒久的な資産管理を行う。

3 資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保全措置の概要又は措置に関する検討状況

1) 資産と一体をなす周辺環境の範囲設定の考え方

構成資産は、島の広い範囲に分布しており、また、構成要素と関連する建造物や芸能・技術伝承の場なども周辺環境に存在するため、資産と一体をなす周辺環境の保全が、資産の完全性を保持する上で必要不可欠である。さらに、周辺環境にも重要な文化財が存在すること、豊かな自然環境が重要な地域特性のひとつであり、本資産を形成する基盤をなすものとして、その保全については十分考慮する必要がある。

このため、資産と一体をなす周辺環境は、住民生活の充実と町づくりに活かす意味からも、できるかぎり広範囲を目指す方針とし、地域住民や関係機関等の理解と協力を得ながら、具体的な範囲を設定するものとする。

2) 資産と一体をなす周辺環境の保全措置の基本方針

保存管理を適切に進めるため、構成資産のみならず周辺の集落や農地及び森林等から成る文化的な景観を保持する地域を視野に入れた包括的な保全活動を実施する。なお、佐渡市は、平成 19 年 3 月に景観行政団体となっており、佐渡市全域を景観計画区域とする方針のもと、景観法に基づく景観計画策定に着手したところである。

3) 資産と一体をなす周辺環境の保全措置の概要

(ア) 資産と一体をなす周辺環境には、構成要素と関連する重要な文化を形成している民俗芸能や伝統技術に関係する場所が含まれることから、保全には、より一層の配慮が必要である。周辺環境は、昨年度から実施している住民説明会などにより、住民の十分な理解と協力を得た上で明確な範囲を決定し、資産の性格と個々の地域性とを調和させた保全措置を実施する。

(イ) 構成資産には、国指定名勝及び自然公園法に基づく国定公園及び県立自然公園の指定区域に含まれ、構成資産と一体となって保全が図られているものもあるが、保全措置が十分でない地域については、策定作業中である市の景観計画および景観保全条例を基に、構成資産の保護と共に周辺環境の保全を推進する。

(ウ) 法令による保全のほか、構成資産を含む指定地内のみならず周辺環境における開発等に関しては、市政に対する諮問機関等による勧告制度を設けるなど、複数次にわたる規制管理システムを構築し、変更行為が景観に与える影響の緩和に努める。

(エ) 構成資産の保護に係る周辺環境保全の重要性について、住民の認識を得ることを目的に、佐渡の普遍的価値を理解するための学習機会の提供など啓発活動を積極的に実施する。